

令和2年度 第1回大阪府障がい者自立支援協議会 議事録

開催日時：令和2年10月9日（金） 午後3時～午後4時30分

開催場所：大阪赤十字会館 301会議室

出席委員

- | | |
|--------|---|
| 上島 章広 | 社会福祉法人 藍野福祉会 障がい福祉部門 統括責任者 |
| 上田 一裕 | 一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長 |
| 大竹 浩司 | 公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長 |
| ◎大谷 悟 | 大阪体育大学 健康福祉学部 健康福祉学科 元教授 |
| 叶井 泰幸 | 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部長 |
| 黒田 隆之 | 桃山学院大学 社会学部社会福祉学科 准教授 |
| 小谷 眞 | 大阪市 福祉局障がい者施策部 障がい福祉課長 |
| 小尾 隆一 | 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事 |
| 佐藤 伸司 | 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部
大阪障害者職業センター 所長 |
| 潮谷 光人 | 東大阪大学 こども学部こども学科 准教授 |
| 新宅 治夫 | 大阪市立大学大学院 医学研究科 障がい医学・再生医学寄附講座
特任教授 |
| 谷口 泰司 | 関西福祉大学 社会福祉学部 教授 |
| 辻 博文 | 医療法人清風会 茨木病院 法人事務局次長兼診療支援部 副部長
(大阪府障がい者相談支援アドバイザー) |
| 寺田 一男 | 一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長 |
| 永井 利三郎 | 桃山学院教育大学 人間教育学部 教授 |
| 中務 義仁 | 能勢町 健康福祉部 福祉課長 |
| 永棟 真子 | 社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団 理事 |
| 納谷 敦夫 | なやクリニック 副院長 |
| 村上 宏美 | 松原市 福祉部 障害福祉課長 |

◎は会長

令和2年度 第1回大阪府障がい者自立支援協議会

○事務局

定刻になりましたので、ただいまから「令和2年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会」を開催させていただきます。まず会議の開会に先立ち、福祉部障がい福祉室長の中川よりご挨拶を申し上げます。

○事務局

大阪府福祉部障がい福祉室長の中川でございます。「令和2年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、本日までご出席いただきまして誠にありがとうございます。また平素より、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会は、障害者総合支援法に基づく大阪府の附属機関でございます。地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、協議を行うものであり、大阪府全域の支援体制の整備に向けた主導的役割を担うものと考えております。大阪府といたしましては、各市町村において設置されている自立支援協議会と連携をし、障がいのある方々の地域での自立と安心して暮らせる社会の実現に向け、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

本日はこの後、各部会の活動状況等につきまして、ご報告させていただく予定でございます。委員の皆様方には当協議会での議論が有意義なものとなりますよう、忌憚のないご意見、ご提案をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

本日までご出席の委員の皆様につきまして、お手元の資料の三枚目、委員名簿の裏面に出席者名簿をつけさせていただいております。こちらに変えさせていただきますので、ご了承願います。なお、今回より新たに当協議会にご参画いただく委員の方々についてご紹介させていただきます。

一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長 の上田委員です。

公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長 の大竹委員です。

大阪市 福祉局障がい者施策部 障がい福祉課長 の小谷委員です。

能勢町 健康福祉部 福祉課長 の中務委員ですが、現在車が渋滞のため到着が遅れております。

松原市 福祉部 障害福祉課長 の村上委員です。

本日は委員数27名のうち現時点で17名のご出席をいただいております。

大阪府障害者自立支援協議会規則第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席をも

ちまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして事務局ですが、障がい福祉室関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。

まず次第、配席図、委員名簿、資料 1「大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて」及び別紙 1、資料 2「各部会の取り組み状況について 令和元年度」および別添 1 から別添 4、資料 3「各部会の取り組み状況について 令和 2 年度」および別添 5、本日の資料は以上です。

それでは大阪府附属機関条例および大阪府障害者自立支援協議会規則に基づき、本協議会を運営してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。本協議会は運営要綱の規定により原則公開となっております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合は一部非公開ということで傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合はお申し出ください。またこの会議では手話通訳を利用されている委員、点字版の資料を使用されている委員がおられます。情報保障と会議の円滑な進行のため、また今回コロナウイルス関連の関係でマスクを着用となりますので、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりかつはっきりとご発言をお願いいたします。

それでは本協議会規則第 5 条に基づき、本日の議長を会長にお願いいたします。会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長

はい、それでは改めまして皆さんこんにちは。ちょっと台風が近づいて風もちょっと強い中、足元も悪い中ご参集賜り、誠にありがたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日今年度初めての自立支援協議会ということになりますが、昨年度も 3 月ぐらいにもう一回ぐらい開催ということでしたが、コロナの関係で開催できないというような状況になってしまいました。そういう意味で大変ご迷惑をおかけしたというふうに思っております。従って前回積み残した議案、議題 1 が積み残した課題になります。議題 2 のところも今年度の途中経過、活動報告を中心に行っていただき、議題で皆さんのご意見をお伺いしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは早速ではございますけれども議題の 1 から入って参りたいと存じますので、事務局の方から議題の 1 の報告をお願いいたします。

○事務局

それでは事務局よりご説明いたします。資料 1 についてご説明する前に、今回新たに就任いただきました委員の方々もおられますことから、平成 29 年度以降の取り組みにつ

いてまず簡潔にご説明させていただきます。

大阪府障がい者施策推進協議会との機能整理を行い、自立支援協議会においては、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた地域における障がい者支援のバックアップを主に協議することといたしました。

その上で地域自立支援協議会における現状を把握し、課題や対応策を整理検討した上で、課題解決のため大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、助言等による後方支援を実施することについて、平成 29 年度にご了承をいただいたところです。その結果、平成 29 年度には、大東市および藤井寺市の 2 地域協議会、平成 30 年度には、交野市、守口市および柏原市の 3 地域協議会、令和元年度には箕面市の地域協議会に対し、アドバイザー派遣を開始し、助言等による後方支援を実施してまいりました。

本日はこの資料 1 に基づき、昨年度派遣しておりました 3 地域協議会における実施状況報告および今後の方針案についてご説明させていただきます。

まず、交野市障がい者自立支援協議会でございます。平成 30 年 10 月に支援を開始し、計 18 回のアドバイザー派遣を実施いたしました。派遣目的・理由は「基幹相談支援センターへの後方支援を軸とした協議会運営支援」でございます。具体的な支援内容でございますが、アドバイザーの助言のもと、基幹相談支援センターを中心に役割分担を整理し、また、事例検討会を通じ、個別課題から地域課題の抽出過程で地域診断を行いながら、相談支援を数値化することで、現状や活動内容を客観的に評価できるよう、「見える化」の取り組みを官民協働で行いました。その結果、基幹相談支援センターの役割が明確になりました。今後につきましては、当初の目的は一定達成されたとして、協議会として助言の必要性を認識した場合に、その都度必要に応じて支援を行っていくのが望ましく、令和元年度をもって派遣終了といたします。

続きまして、守口市障がい者自立支援協議会でございます。平成 30 年 10 月に支援を開始し、計 12 回のアドバイザー派遣を実施しました。派遣目的・理由は、「自立支援協議会の体制再構築に係る後方支援」です。具体的な支援内容といたしましては、アドバイザーが運営会議に参加し、これまでの取り組みに対する再評価を実施することにより、部会メンバーを含む構成員で課題の共有化を図りました。そして、他の自治体における具体的事例を交えたアドバイスを行い、運営会議メンバーが協議会の活性化を考えていけるような促しを行いました。その結果、協議会のあり方に対するメンバーの共通認識の形成などが進み、新体制下における協議会の形を構築することができました。今後につきましては、交野市と同様の理由から、令和元年度をもって派遣終了をいたします。

最後に箕面市自立支援協議会でございます。令和元年 10 月に支援を開始し、計 2 回のアドバイザー派遣を実施しました。派遣目的・理由は「協議会の役割・機能の理解及び目的共有による協議会活性化」でございます。具体的な支援内容といたしましては、基幹相談支援センターにおいて、協議会運営における課題整理を行いました。今後につきましては、箕面市側も同様の認識を有していることから、協議会内部での課題整理などを行うことを優

先し、必要に応じて派遣を検討することとし令和元年度をもって派遣終了といたします。

最後に、令和 2 年度、今年度の取り組みでございますが、新型コロナウイルスに関連いたしまして、市町村側の方の受け入れ体制に余裕もないという状況でございます、アドバイザー派遣については、現時点では見合わせております。また地域協議会活性化に向けた側面的支援として、協議会メンバーを対象とした研修会や事例紹介・意見交換会を実施しております地域自立支援協議会、情報交換会につきましては、今年度後半で従来の開催手法を見直して、実施する方向で現在検討しているところでございます。

続きまして資料 2、昨年度の各部会の開催状況をまとめた資料をご用意しておりますが、今年度の部会の開催状況と重複する部分もございますため、今回は資料配布とさせていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。なお、資料 1、資料 2 共に、本年 3 月に開催予定でした令和元年度第 2 回の開催中止のご案内と共に、お送りしたものと同一資料でございます。その時点におきましては、他の委員の皆様より、特段ご意見、ご質問などございませんでしたことを申し添えて、甚だ簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

はい、ありがとうございます。前年の積み残した報告ということで資料についてはもうすでに皆さんのお手元に届いておりご覧いただいているかと存じます。特段のご意見がなかったと事務局の方からは聞いておりますが、少し報告ではございますけれども、何かあればお受けしたいというふうに思いますが、よろしいですか。

はい、特にご意見はないようでございますので、また何かお考えがございましたら最後に議論のところ設けますので、そこでおっしゃっていただければと思います。

部会活動状況の報告ですが、事務局からは、今年度は、「高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」、「発達障がい児者支援体制整備検討部会」、「就労支援部会」の 3 つの部会で進捗があると報告を受けています。

本日は、それら 3 つの部会からの報告と、あと「ケアマネジメント推進部会」から資料提出がありますので、資料の説明をお願いします。

今回はそれぞれ各部会長からお願いしてよろしいでしょうか。
それでは、まず高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会長から報告をお願いいたします。

○委員

私は堺で高次脳機能障がいだけを診るクリニックみたいなことをやっております、なかなかこの会議に出席がかなわず申し訳ございませんでした。患者さんには、迷惑かと思いますが、診療を休んで出てくるようにしたいと思っております。高次脳機能障がい部会は長い名前なので省略しますが、今年度の検討テーマは、支援体制に対する調査を行いました。

その分析に基づいて、少し事例検討集みたいなものを作ろうということでございます。まず一番大事なのは、やはり理解を促進するというところでございまして、高次脳機能障がいというのは脳の機能である高次脳機能認知機能と同じですけど、それが下がるものを言うわけですけど、そうであるとすれば知的障がいから認知症からあるいは精神病の方々みんな含まれるわけですけども、ちょっとトリックがありまして、厚生労働省はそのうちの中途で障がいを負ったもの、例えば交通事故での脳外傷とか脳卒中で頭に傷がいて、そうなった人だけ呼ぶということで、先ほど申し上げたような皆さんよくご存知の認知の障がいは含まないということになっております。そういうことで、まだまだ認識がない医療機関もありますが、被害者の方々が長い間、福祉サービスを受けられずに今まで至っておられる方もあるし、また受けていてもなかなか不十分でうまくいかないという方々もいらっしゃいます。そんなことで、啓発普及事業をいろいろやっていただいております。

今年は新型コロナウイルスの関係もありまして、どうやってやろうかというのを今ちょっと事務局で検討していただいているというところでございます。それから先ほど申し上げました支援事例集の作成としましては、各福祉事業所に対して何を困っているかということアンケート調査して、それを踏まえて今、事例検討集みたいなものができております。私も一度一読させていただいて、非常に力作になっておるところでございます。

それから高次脳機能障がい、途中で脳機能が障がいをされた方々の自動車運転をどうするかというのは国際的な問題、日本でも問題になっておりまして、大阪府、それから堺市では、医者の診察、それから神経心理学的検査で一番大事な自動車学校で行う実施評価か実車評価というものを始めています。まだまだ大阪府はモデル事業ということで、そんなに数が進んでいないのではないかというふうに思っております。人口が少ない堺市の方が少し大阪府全体よりも上回っている現状です。

それから研修事業につきましても、医療機関、それから福祉サービス機関で市町村向け、あるいは一般の方々向けも含めて啓発研修の場を提供しているところでございます。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。それでは続いて、発達障がい児者支援体制整備検討部会の部長からお願いしたいと思います。

○委員

ちょっと遅れまして申し訳ありませんでした。発達障がい児者支援体制整備検討部会はもう取り組みはしばらく続いております。いろんな取り組みを続けてきているんですが、令和元年度の実績、それから令和2年度の予定について説明いたしますと、今年度は8月12日に第1回検討部会を開催いたしました。それから9月4日に第1回こどもワーキンググループ、9月9日に第1回成人ワーキンググループを開催しております。こどもワーキ

ング、成人それぞれやっぱり課題、取り組み内容が違ってきますので、それぞれでワーキングを開いて議論を行って取り組みを続けてきております。ご承知の通り、大阪府における発達障がい児者の支援施策については、平成 29 年度に策定した「新・発達障がい児者支援プラン」に基づいて取り組まれておりますけども、このプランの計画期間が本年度末で終了するということになっております。このことから、昨年度当検討部会におきまして、令和 3 年度以降の施策推進の方向性、それから、これからの発達障がい者支援に必要な新しい視点などを提言として取りまとめを行っております。今年度はこの現行プランに基づいて 3 年間の取り組みに関して検証評価を行うことが大きな事項になるんですが、今年度末に策定を予定しております第 5 次障がい者計画の中に発達障がい者支援について明文化していきたいというふうに予定しております。今年度中にさらに部会やワーキングを開催して、それぞれの専門分野の委員のご意見をいただきながら、新たな発達障がい児者支援施策をまとめるといふふうに予定しております。この本部会の取り組み状況、今後の予定について簡単にご説明申し上げました。

○会長

はい、ありがとうございます。続いて就労支援部会の部会長の方から、報告をお願いいたします。

○委員

はい。資料は資料 3 の 6 ページになります。令和 2 年度の就労支援部会およびその部会の中に設置されています工賃向上委員会の取り組み状況について説明いたします。資料の上段にありますように、本部会のテーマについては就労支援関係機関のネットワーク充実、工賃向上支援というふうになっています。それで令和 2 年度の到達目標につきましては、それも資料にありますように、障がい者の就労支援施策や関係機関のネットワークの充実について審議することで第 4 次障がい者計画の最重点施策である障がい者の就労支援の強化を推進する。二つ目が、第 5 次障がい者計画の成果目標達成のための具体的な取り組みについて総括し、中間評価を行う。三つ目が福祉施設で働く障がい者の工賃向上を図るといふことになっています。とりわけ二つ目の第 5 次障がい者計画の成果目標達成のための具体的な取り組みについて今年度が最終年度となることからそれら具体的取り組みについて総括し、中間評価を行っているところです。

開催実績についてですが、資料の左側の部分に書いてあります通り、本部会の方は 9 月 10 日に一度開催しまして、工賃向上委員会の方も 9 月 14 日に開催をしております。今後の予定につきましては、それぞれの部会あと 2 回ずつ実施の予定となっています。続きまして、資料の右側にいきまして、これまでの進捗状況と今後の予定についてです。進捗状況につきましては、本部会および工賃向上委員会それぞれでも事務局から示されました事業の中間評価案を基にして、それぞれの事業の総括と、令和 3 年度以降の具体的な取り組みに

ついて、審議いたしました。また工賃向上委員会の方では、今後の目標工賃額の設定についての方向性についても意見聴取を行ったとのこと。今後の予定につきましては、一番下段にありますように、第5次大阪府障がい者計画の成果目標の達成に向け、どのような事業に取り組むべきかを検討するということになっています。また工賃向上委員会では、現行の工賃向上計画および事業の評価を行うとともに令和3年度からの工賃向上計画の策定と今後の取り組みについて審議することになっています。以上です。

○会長

ありがとうございます。続いてケアマネジメント推進部会の方からご報告をいただきます。

○委員

令和2年度のケアマネジメント推進部会の状況についてご報告させていただきます。資料3の1ページ目をご覧ください。まず部会検討のテーマおよび令和2年度の到達目標ということで今年度は大阪府相談支援専門員人材育成ビジョンに基づいて、地域における相談支援専門員の資質向上を目指すとともに地域で中心となって地域作りを担う主任相談支援専門員について、大阪府における役割を明確化することにより、地域における相談支援体制の強化充実を図ることとしています。現在の進捗状況というところで言いますと、昨年度3点基本となる取り組みを行っております。一つは平成30年度に部会に設置された研修内容検討ワーキングにより、相談支援従事者研修プログラムの改訂がなされております。今年度から新カリキュラムでの相談支援従事者研修を実施しております。

二つ目が今回資料でつけております別添5になりますが、大阪府相談支援専門員人材育成ビジョンというものを作成しております。

三つ目が、市町村における人材育成に係る取り組みの先進事例を取りまとめた報告書、大阪府における相談支援に係る人材育成の充実についてという報告書をまとめております。それぞれ、今週より大阪府のホームページの方にアップをしている状況です。今回、別添5の方で大阪府の相談支援専門員人材育成ビジョンというものをつけておりますので、ちょっと簡単にですね、ご紹介をさせていただけたらというふうに思っております。本ビジョンは大阪府の相談支援専門員を取り巻く現状と課題であり、相談支援専門員の配置数やスーパーバイザーの不足、サポート育成システムの構築の必要性を踏まえて、大阪府における障がい児者の相談支援従事者の方たちに活用していただきたいと思い、作成がなされているものです。基本的な相談支援の役割、資質というものが記載されているとともに、特徴としては8ページのところをちょっとご覧いただくのと、それが具体化されている、別添5の別紙というA4の1枚のものがあるかと思いますが、相談支援専門員に求められる力というのを指標化してですね、振り返りであったり、目指すべき方向性というのがわかるように示しているところでございます。こういったものを活用しながら困難事例の対応というこ

ともできるような資質を身につけていただきたいということで、テキスト的なものを作らせてもらっております。また別添5の方の10ページの方には、昨年度から研修が始まっております主任相談支援専門員の役割についても明示をしております。以上のような三つの活動というものを踏まえて、今年度の重点課題としては、一つは先ほど皆さん見ていただきましたこの人材育成ビジョンの方を周知また地域の方で活用していただくということ。そして二つ目は、令和元年度から養成しています主任相談支援専門員について、その役割と課題を整理し、今後の方向性、位置づけというものを明確にしたいというふうに思っております。残念ながら主任相談支援専門員の研修受講者数について、昨年度が41名、今年度が39名と伺っております。決して多いとは言えないような人数の受講になっております。主任相談支援専門員については制度的な課題もかなりあるものではありますけど、各市町村の中で位置づけがなぜ進んでいないのかということも分析を今年度は進めて、位置付けが進めるような形で困難事例に対応できる人材というものを地域で明確化できればなというふうに思っております。今年度については、今後2回の検討を行う予定をしております。以上でケアマネジメント推進部会からのご報告とさせていただきます。

○会長

はい、ありがとうございます。ご発題いただいた以外にも、この自立支援協議会、各部会がございます。他の部会で何かここはお話したいという点があればお伺いしたいと思いませんけれども、よろしいでしょうか。資料2の方に見ていただいたらわかりますが、ケアマネジメント推進部会、それから高次機能障がい相談支援体制連携調整部会、ご報告を受けております。それから発達障がい児者の支援体制整備検討委員会それから障がい者の虐待防止部会というのもございます。別添資料3で大阪府内および全国の障がい者の虐待の対応状況というところがお手元にいつているかと思いますが、この部会がございます。それから地域支援部会というところもございます。就労支援部会についてはご報告をいただきました。それから医療依存度の高い重症心身障がい児者等の支援部会もございますので、そのあたりでぜひ何かご意見があればお伺いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。他の部会からのご発題はよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

ケアマネ部会の部会長です。先ほど、主任相談支援専門員の位置づけというところでなかなか進んでいないというような話をさせていただきました。一番大きな背景が、基幹に主任相談支援専門員を位置づける中において、特定事業所加算が取れないということで進んでないというのが大きな理由かとは思ってはいますが、それとともに地域の中で困難事例に対応していく協議会になっていない状況があるかなと。特に困難事例、障がいに関する困難事例であれば自立支援協議会であったり、基幹を中心に話し合うといった実態というのはあると思うんですけど、複合的な困難事例が出てきたときにですね、やはり児童分野の要対協

であるとか、高齢分野の地域ケア会議に比べると、他分野を巻き込んで市を中心として困難事例を議論できる場というのが設定ができてる市、できてない市があると思います。大阪市は昨年度から繋がる場を作ってはいるんですけど、そういった場がない限り、こういった困難事例に対応できる人の位置づけというのも、実感としてないと思います。今後今やっているこのアドバイザー派遣なんかも、次の段階として、市町村の中できっちりその困難事例の検討の場というのが障がい分野から声が上がったときに、その各事業所、他分野も含めて検討できるような大きなケアマネというふうに会長も言っていますけども、そういったものの位置づけというのが必要なんじゃないかなというふうに思っております。意見です。

○会長

はい、ありがとうございます。皆さんも自立支援協議会参画されますと多問題家族といえますか、お母さんの方で精神疾患があって、子供の問題があったり、あるいは8050、認知症があって、引きこもりの精神障がいの方がいらっしゃるとか、複合的に解決する場というのが、どうも縦割りになっているので、ここを包括する形での取り組みというふうなことで今ご発題をいただいたところであります。国の方においても、地域共生社会というふうなことで、できるだけそういった地域で起こっている問題を地域で解決する、障がい物、あるいはこども老人じゃなくて、横で解決するようなそういった仕組み作りということが言われているわけでありましてけれども、自立支援協議会、大きなケアマネというところで、そういった役割というところが果たしているところとそうでないところがあると、その辺のところを少し派遣する場合に見ていただいたらいかがかというご提案をいただきました。ありがとうございます。またその辺りケアマネジメント部会も含めて検討いただければ、大変ありがたいかなというふうに思っております。はい。他の部会はいかが。

○委員

すいません、ちょっと遅れてきましたので聞き逃していたら申し訳ないですが、別添3の資料の障がい者虐待の対応状況、この資料を見て障がい者福祉施設での従事者による障がい者虐待という数字を見ますと、やっぱり大阪はまざまざとやっぱり多い地域なのかなあと思うんですけども、この件数っていうのはどういう、非虐待者数と数字が違ってんですけども、これの言ってる意味を教えてくださいましたらありがたいですけども。というのは、発達障がいの子供たちもやっぱりいろんな施設で乱暴な扱いを受けたりですね非常に例はあるんですね。

○事務局

障がい福祉企画課長です。別添3という右肩に書いてある資料の大阪府内と全国の障がい者虐待の対応状況の資料のところでございます、先生おっしゃっていますのが真ん中の施設従事者等による虐待のこの数字の見方ということでございます。これにつきまして

は、まず上段の大阪府と全国で相談通報届け出件数、大阪府の方はこの上の上段の方は 30 年度、平成 30 年度で 274 件、全国は 2605 件、これは相談があったり通報があった件数ということで、直ちにこれが虐待であるというわけではない数字とご理解いただければと思います。その中で、中段のところは虐待と判断した件数、虐待認定した件数ということで、これが 274 件の相談があったうち、61 件が虐待行為があったという判断をしたものでございます。同様に右肩の方では全国の数字になっている、その中で被虐待者数というのは、実際何人の方が虐待を受けておられた状態なのかということで、この施設従事者等によると、施設内だけではなくて、通所の事業所での虐待というのも含んでおり、この中でまずは通報等がございましたら、所管の市町村で大阪府の方が所管している施設であれば大阪府が現地に入って調査をすとか、そういった実際のところの現状把握した上で、虐待認定をすということでございます。その後の対応としましては、それがサービスの提供の仕方であったりとか、体制の問題であったりとか、そういったところであれば改善指導をすというようなことで、次に虐待が起らないような対応をすという指導、アドバイスをしています。ただこの中には悪質なもの、虐待があるというところがございます。それについては指導とか行政処分を行うといったような対応になっているところがございます。資料については、件数と実際どういう対応をしたかということまでは落としてはないんですけども、そういったところをご理解いただければと思っております。

○会長

よろしいですか。

○委員

今こういう施設に行く子たちのかなりの多くはやっぱり発達障がい系の子たちが非常に多いと思うんですね。だから、まだまだ理解されてない。なぜそう行動するのかってわかってないに対応しようがないと思うんですね。その辺、やっぱりできるだけ良い指導といいですか、支援が必要だと思うので、また私達の課題でもあると思います。ありがとうございます。

○事務局

はい、府としましては、わかっている暴行を加えたりとか、酷い言葉を投げかけるということは絶対許してはならない行為だと思っておりますが、先生おっしゃるように発達障がいのその状態がなかなかよく理解せずに、どうしても間違ったケアをしてしまう、対応してしまう、これについては、きちんとした対応をすとか、その働いておられる従事者の方もしくは管理者の方、そこがしっかり理解をすることによって虐待行為というのは未然に防げるということがございますので、これについては府としても、管理者もしくは従業員、従事者の研修というのはしっかり充実して、対応を図っていきたいと思っておりますので、引き

続きご協力ご支援の方よろしくお願い致します。

○会長

はい、ありがとうございます。ここのところが次の一つの大きな課題かなというふうに思っております。大阪府は残念ながらまだ通告件数あるいは認定についても全国一のまま推移しております。毎年上位に上がるといいますか、これをどう改善していくのかというところがやはり一つの大きな残された課題だろうというふうに思っております。別におっしゃるように、やっぱりその力技ですよ、強度行動障がいとか発達障がいでちょっと理由がわからなければ、今閉じ込めたり、あるいは脅したり、そういった津久井やまゆり園の事例じゃないですけども、そういうことが下地としてあったら起こりやすくなってくるというのは、また事実だろうというふうに思っております。その辺のところも含めて今後またこういったところの虐待件数の削減に向けては努力をしていかなければならないだろうというふうには思っております。通報件数が増えるということは、それだけ権利という、侵害というそういう見方があるということは理解できるんですけどもそれが、暦年ずっともう5年も6年も続くっというのは、やっぱりこれは何とかしないといけないだろうなあというのは、私の一つの残された課題として、思っているところでございます。このあたり、また皆さんのご意見を聞きながら進めてまいりたいというふうには思っておりますが、よろしく願いをいたします。他はいかがでございましょう。

○委員

コロナの影響について、もうちょっと正面に向かわないといけないんじゃないかなあと思っています。例えば、障がい者支援の現場で今までずっと引きこもっていた人をやっとなら、表に出してきて支援したにもかかわらず、また引きこもってしまったという例がたくさんありますし、あるいは、仕事を失ってしまって貧困に困っている。また、ストレスが溜まって家で暴力をふるったり、あるいは虐待を受けたり、本当にコロナの影響はとっても大きいというふうに思います。この自立支援協議会でも、このコロナの問題をもうちょっと真正面から捉えるべきだというふうに思います。例えば、大変ご苦労していただいて、相談支援専門員の人材育成ビジョンをまとめていただいたのはいいのですが、今実際に相談支援専門員がどんなことで仕事をしているかというところ、やはりそのコロナの影響で、感染症対策の知識が要る、今のこのビジョンには「知識」のところに載ってないんです。あるいは、リモート支援の技術がある、そういう要素が抜けているというふうに思います。3月にまとめていただいていますので、入れろというのはちょっと無茶な話かもしれないですけども、当然この間、コロナの影響を受けまして、そういう相談支援専門員の知識の中に、感染症対策やリモート支援の技術を私は入れるべきだと思いますし、さらに、今台風が近づいておりますけども、防災に対する知識も当然入れるべきだというふうに意見を持っております。そうしますと、この自立支援協議会で、過去にいろいろなマニュアル、手引書を作っ

てきました。現場で大変重宝して使っていただいているんですけども、残念ながらこのコロナの影響で感染症対策とか、そういうリモート支援の項目を追加しないといけない、改訂版をださないといけない事態だと私は思います。そうしますとこの間に、この数年間でこの自立支援協議会で出してきたマニュアルをもう一度ちょっとリストアップをしていただきまして、そういう改訂作業をぜひお願いしたいなと思っております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。貴重なご意見を賜ったかなあとというふうに思っております。介護保険では、介護保険計画を作る際には、そういった防災とか感染症、それを計画の中に盛り込めという形、第8期の高齢介護保険事業計画を作るときにはそういうのを盛り込んでおります。できればそういう形で障がい福祉計画も、そういうのが盛り込めるような形が一番必要かなというふうにも制度政策の中で位置づけていくということも必要かなというふうには思っております。いただいたご提案、相談支援員としてもそういった知識というのが求められるというのはもういうまでもないかなあとしますので、またこういったところについての検討をさせていただくということも肝要かなというふうには思っておりますので、ぜひまた検討として課題として残していただいて、取り入れられるものについては取り入れていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。はい、他の委員はいかがでしょう

○委員

どの部会というわけではないですが、大阪の自立支援協議会として今後ですね、ちょっと議論をしていただけないかなという項目がありますので、説明をしたいと思います。何かと言いますと、サービスで言いますと施設入所支援いわゆる入所施設のあり方について、今後議論をお願いできないかなということです。その理由としましては、私は大阪府の政策推進協議会の方の委員をしておりまして、先ほどの部会の説明にもありましたように今、第5期の障がい者計画の策定をしております。昨年度、その計画の提言をするような計画策定の部会の部会長をしていまして、その中で入所施設のあり方について、かなりたくさんの意見が出まして議論が白熱しました。理由としましては、その会議の全体としては、障がいのある方が地域で暮らすということであるとか、施設から地域へという方向性については、全ての方がその通りであるというふうに納得して同意はするんですけども、実際に現実の障がいのある方たちとご家族の暮らしを見ていると、なかなか在宅のまま生活していくのが、つらい状況、しんどい状況にあって、入所施設に入りたいという状況にあって、現在入所施設は基本的には新しいものは作らないということで、ほぼこの施設も一杯になっていて、すぐにはサービスが使えないということで、一般的な言葉ではないですけども、ショートステイを繰り返し使って、ロングショートというふうにおっしゃる方もいますけれども、どうかしのいでいるというような状況があるというご発言が当事者団体の方か

らもありました。そういう状況になっているのは、おそらく障がいのある方の高齢化であるとか、重度化であるとか、あとは顕在化しない部分も多いと思いますが、うまく育てられないということによる虐待の増加であるとか、先ほどからもあります 8050 問題とか、これは昔から言われています親亡き後の課題というようなところから、理念としては地域で暮らすということは同意するけれども、現実のところではしんどい状況にある人がたくさんいるので、実際のところの今の入所施設の現状とニーズとといいますか、入所している人のニーズだけではなくて、入所的なサービスを必要としている方々のニーズがちゃんと見させているのかどうかというあたりについてちょっと皆様のご意見を聞いたり議論を今後していただけたらなというふうに思います。ちょっと長くなって申し訳ないですが、入所施設をたくさん造って、過去のように戻したいという発言ではなく、地域生活を目指している中で、まだまだちょっとしんどい思いの状況があって、その方たちをどうサポートしていくことができるかっていうことで、スタート地点として、入所施設の現状や課題、今後どういった、なくしていただくということではなくて、何かその持っている能力とか次の展開に生かせないとかそういったあたりのこともぜひ議論していただいて、次の計画の実現であるとか、今後ちょっと活かしたらなというふうに考えておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。この入所をめぐる様々な課題というようなことがございます。昨年施設入所の地域移行推進に関する提言を取りまとめたいただきました委員からアドバイスをお願いできれば。

○委員

はい、私も委員と同様の問題意識は持っております。入所施設からの地域移行ですけども、今後はますます重度障がい者の方ですね、受け皿等も含めて必要になってきますし、あと 8050 問題や親亡き後、といった点で在宅でお暮らしになっている方の受け皿としても何がふさわしいかということ踏まえた上で、障がい者支援施設というかつてはもうその施設しかなかった時代とは違った今の時代におけるその施設の役割というものを改めて検討した上ですね、こういった高機能の施設と在宅基盤との連携を図るっていうそのあり方を検討するっていうのは非常に重要ではないかなあと考えております。

でも、私、先ほどありましたが、提言報告、府の自立支援協議会の部会で参加させていただいたんですけども、自身の反省というか、取りまとめさせていただいた者の反省としては、若干理念の先行がちょっと過ぎているかなあという反省がないわけではありません。例えば、高齢障がい者の地域生活を検討したわけですけども、我々部会からの提言の中には、せっかくの資源である老人福祉施設の有効活用の視点が完全に欠如していますし、あるいは障がい領域においても、その日中サービス支援型グループホームというのが有効されてる

んですけど、我々としては、今府はおそらく全国標準の定員よりも遥かに少ない定員というの掲げているんですけども、私これは個人的な意見ですけど、こんなもん全然理由、説明がつかない規制じゃないかと、そういう規制をかけていながらスケールメリットの点で不利になるグループホームの運営に対しての市町村の財政支援であったり、あるいはそれに対しての府の随伴補助がといった検討がないまま、今日に至っているわけなんです。結果として実際にその今生活している利用者の方をある意味置き去りにしているっていうか、利用者不在の理念とか、掛け声だけのその提言という形で、これも自身の力量不足ですけど、終始してしまっているところがあるかなあと。こういった提言は見た目、耳障りはいいですけど、実効性のないものはやっぱり単なる本に過ぎないかなあという反省はあります。何よりもその今まで、戦後からずっと今日に至るまで必死になって支援をしてきたその施設に対しての敬意というか、そういったものがちょっと私自身としては欠けてしまったなという反省があります。こういうことも踏まえて、政策課題として難易度は高いと思いますけど、大阪府の、例えば自立支援協議会として議論してもいいかなとは思っています。ただ1点課題がありまして、あり方の検討はおそらく、府の仕事だと思ってしまうんですけど、そのあり方を踏まえた上で、実際にどう支給決定を打って、どう地域生活を支援していくかっていうのは言うまでもなく市町村の責任が100%だと思ってしまうんですね。だからあり方を検討したが、それに対して市町村が全く動きませんでしたとなると、またこれも結局、単なる報告書、本になるので。これにあたっては、市町本気で厚労省の言っている3%とか5%とかあんな程度のものじゃない、本気でやるんやというのが府・市の中である程度打ち合わせができた上であればこの議論は意義があるし、そうでなければ時間が無駄になるっていう可能性はあるかなというふうに思っております。長くなりましたが以上です。

○会長

はい。今回のところで絵に描いた餅にならないようなそういった仕組みを持たないとあり方検討自体が宙に浮いてしまうのではないかなあという懸念のご指摘もございます。ある意味で言いますと、一つはやっぱり相談に乗る支援員、相談支援員の質というところ、要は津久井やまゆり園で問われたところは誰のための施設なんだというところ、やっぱりその意思確認をきちりやった上でどう移行するかっていう議論みたいなものが進められているわけです。やっぱりその意思確認というところをしっかりとできる相談員、そのあり方について、もうやっぱり検討していかないといけないなあというふうにも思っています。そういう意味でこのアドバイザーの派遣を通じて、委員からいただいた内容についても一つはプラスこれからの課題として考えてもいいのかなというふうに思っています。相談支援体制、相談支援の役割、「見える化」ということです。つまりその人の本当の意思なのかどうかという意思決定を本当にしてきたのかという、役割を果たしてきたのか、いわゆる計画相談、家族の計画相談になってないか、本当にその子のところできちっとしているのかどうか、ここのところは確認をしないといけないのだけれども、実際には非常に数が多

くて大変だというふうなことも委員の方からはいただいているところでございます。こういったところの相談支援体制というところ、そこもやっぱり含んで検討していかないとなかなか難しいのではないのかなというふうに思っております。

あと、いわゆる重症心身障がい児、医ケアを必要とするようなそういった方々の地域で生活、いわば福祉施設には医療がないので、そういった方々がショートステイを希望してもショートステイがない、受け皿がない。そういうふうなところで、地域でどういうふうにそういうものを作っていくかということを一方でもまた考えていかななくてはいけない。やっぱりそこら辺の在りようというふうなところでは、医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会の部会長のご意見もお伺いしたいと思いますけれども、やっぱり重症心身施設のあり方ということ、一旦入ったらもう次出ないですから、そうなるともう施設を作っていくかないのかというふうな議論の立て方になってしまいますと、どうも逆転してしまいます。やっぱり本人がその地域で暮らしたいというのであれば、どういう方策があれば暮らしていけるのか、ここのところが一つのポイントになってくるのかなというふうに思っています。やっぱり、津久井やまゆり園の実践で、やっぱり重度訪問介護、いわゆる高度行動障がいとかもともと集団で暮らすのが苦手な子がグループホームに入る。そのこと自身がいいのかどうかという議論も当然あるわけで、やっぱりやまゆり園では、アパートで入って在宅で重度訪問介護でその生活を支える、570時間あるいは700時間というふうな形で、そういった仕組みを市町村で現実の姿として、それが可視化できれば、そういった「できるやない」というふうなことで一つは実効性のある政策として提示できるのではないのかなというふうにも思っているところでもございます。先ほどいただいた委員のご指摘も踏まえて、大阪府としては現時点での、この辺りのあり方検討も含めて委員の意向、意見とあわせて、少しお伺いできればというふうに思いますが、いかがでしょう。いけますかね。

○事務局

失礼します。生活基盤推進課長でございます。ご意見につきまして、この現状におけます私どもの思いといいますか、考えの方を申しあげたいというふうに思います。障がい者の地域生活をきちっと支援していくといった施策の上では委員ご指摘の通り、入所施設、あるいは在宅基盤の連携等も、こういった機能、施策につきましては、十分必要という認識は府といたしましても、十分に課題認識として位置づけているところでございます。この間の府といたしましても、この入所施設からの地域移行という取り組みにつきましては既にこの10年以上取り組んできたというところでございますが、この間に今ご指摘がございましたように、施設入所者の重度化、高齢化、こういったものが進展しました関係で、この施設からの地域移行者数というのは年々減少しておるといった傾向にございます。

その一方で、委員の方々からもご指摘はございましたが、いわゆる8050問題ですとか、親亡き後の問題といった、こういった新たな、また重大な課題に対応していくためには、施

設を地域の福祉圏としていかに有効に活用していくのかが重要だというふうには考えてございます。今後先ほどいただきました委員からのこのご意見を踏まえまして、府としても入所施設のあり方について課題等をきちっとまず整理した上で、その対応にあたっては、利用者の方の相談支援体制のあり方、あるいは本人の意思決定をいかにきちっとフォローしていくのかがということ、それから受け皿についての問題、こういったことを実効性のあるものをきちっと仕上げていくという点では、市町村との連携、こういったものを基本に置きつつ今後十分に議論してまいりたいというふうには考えているところでございます。以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。委員のご意向、ご意見も踏まえて、今後こういったところでも議論を進めていくというふうなことで、生活基盤推進課長の方からご指摘があったところでございます。あと医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会の部会長、このあたりの問題は委員、いきなり振って悪いですが。

○委員

医療的ケアの必要とするということで、まずは実態調査から始めて、実際施設に入って先ほどご指摘ありましたように出られないということであれば、本当にどんどん施設増やすしか、最近は医療の高度化でどんどん助かって、寿命もそれほど短くないです。そういう中で逆に在宅というふうなこともかなり高度な医療も提供できるようになっていますので、そのあたりをうまくコーディネートして実際にその地域の、できればその家庭に行って戻って、何があれば施設にというそういう社会的資源を回すことによって障がい者の人たちも、一般の人たちと親しく生活できるようなそういうふうな状況を作っていくかと思いません。そのためにも実態調査ということで、今ちょっとコロナで止まってしまっているんですが、その辺精力的にやっていきたいと考えております。

○会長

はい、ありがとうございます。典型的にはいわゆる重症し、医ケアを必要とするというのと福祉とはまた別だというふうなところでそういった医療を必要とする、そういった方々を地域で支える仕組み、そのためには施設も必要ですし、いろいろ出たり入ったりできる環境というところも必要だなというふうなところでまたご議論を賜ればというふうには思っているところでございますが、この点で何か他の委員の方でご発題があれば、お受けしたいと思いがいかでしょうか。せっかくの機会ですが、よろしゅうございますか。はい、特にご意見というふうなところではまたあれば事務局の方にお知らせをいただくというふうなところでこの自立支援協議会の一つの大きな課題として、そういった入所問題について今後とも検討していくというふうなところでご理解を賜ればありがたいというふうに思

っております。

それから委員からいただいたコロナの対応というふうなところで、このあたりをどういふふうに考えていくかということも次の課題かなというふうには思っております。とりわけ、いわゆる通所の福祉施設の場合は集合型になりますので、コロナで密集したらいけないということになれば、家に負担が行くという形になります。そうするとそれをどういふふうサポートしていくのかということも、委員がおっしゃりたかったこととも連動するのかなというふうに思っておりますので、その辺のあり方というところ、リモートで支援するという方法もあるのではないかとご提案をいただいたのかなというふうに思っておりますので、またこの辺のところでご理解を賜りながら、この自立支援協議会で議論をしていけばいいのかなというふうには思っております。はい。一応今日予定した内容については以上ですが、最後にせっかくの機会ですから何かご発題ここを言っておきたいということがあれば受けたいと思いたいがいかでしょうか。はい。

○委員

もう何回か申し上げたと思いますが、要は自立支援協議会として部会を構成し、あるいはワーキンググループを作って検討するのはとっても大事ですけども、要はそこに乗らない課題が実はいっぱいあると私は思います。そういう意味で、何をこの自立支援協議会で検討するかを検討する部会みたいなのがいるのではないかと。企画部会といいますかね、何を課題とし、課題として取り上げて議論するのが必要かというそういうような部会をぜひ作っていただいて、要はこれまで、あまり日の当たらなかった、でもとっても現場では必要なこととしてありまして、それを検討することがいると思います。

ちょっと例をあげますと、障がい者にとってやはり生活困窮の問題はとっても大きく、この生活困窮の問題、あるいは医療的ケア児と同等に、比較的障がいの軽い方で、支援がうまく使えない方々、ホームレスが減ってきていますが、結局取り残されているのは知的障がいとか発達障がいの方であったり、あるいは貧困の中に、ネットカフェで寝泊まりをしてサービスが全然繋がっていないとかいう方もおられます。

さらには人材の育成の議論は進んでおりますけども、今現場でとても困っていますのは、人材の育成の入口、確保の部分です。なかなか人を募集してもこない。結局縮小したり閉めざるをえない、どうやって福祉人材を確保していくのか、さらにその周辺の福祉事務員という人たち、社会福祉法人会計を理解してこなしていったり、あるいは請求事務もとっても複雑になっています。それを理解して、事業を支えていくような人材の確保とか育成の問題、あるいはグループホームの世話人の問題、なかなか募集しても来ないということで、グループホームも閉めざるをえないとか、実は現場にたくさんの課題がありまして、そのなかからどれを優先し、この自立支援協議会で部会を構成して、あるいはワーキングを作ってやっていくのかということを考えるそういう部会がぜひ、私は作っていただきたいなと思っております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。何を検討するかという部会を設置して今、必要なところに支援が届くような、そういう自立支援協議会ではあってほしいなあというふうなお気持ちだろうと改めて思うところでございます。また、ご提案いただいたことについて、事務局とも共有をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思いますのでどうぞよろしくお願いをいたします。他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員

先ほど委員がおっしゃったのと同じ全く同じことだったんですけれども、今私ども協会では、相談支援事業、事業所2つを運営しています。守口と大東です。市町村から委託を受けて運営を2つともしております。他の市町村も同じような形でされているのだと思いますが、問題になるのはやはり人材確保です。ここでは相談支援員などを含めて、質とか内容の検討をしている場所であるとは思いますが、それ以前に、支援をする人、支援専門員を募集してもなかなか来ない。仕方ないので、正規職員として募集をしても、とりあえずくるんですけれども、正規でない人はまず来ない。運営資金があるところは正規で採用することができるけれども、運営資金がなかなかないところは正規で募集することさえ難しい。例えば嘱託で頼むとか契約で頼むとかそういう職員という形がたくさんあるのだと思います。そのような形をなくしていかないと、支援相談員の質を高める以前の問題であるかと思えます。そのあたりをうまく運用をきちっとして、人もきちっと確保できるような、そういう相談できる分科会というか、そういうものがあつたらいいなというふうに考えます。以上です。

○会長

ありがとうございます。聞いて、役立てたいと思います。ご要望というところでご発題をいただきましてありがとうございます。人材確保というところで今本当に枯渇しているなあというのが実感でございます。その辺り量が確保できなければ質の担保っていうのはなかなか難しいわけで、こういったところを委員の方からご指摘をいただいたところでございます。ありがとうございます。またそういったところも、合わせて検討させていただきたいというふうに思います。はい。他の委員の方よろしゅうございますか。

○委員

はい、私の方から情報提供という形になりますけども、兵庫県の方でもやはり同じような検討が行われている中での情報提供させていただきます。まず1点目、虐待防止に関しては、養護者虐待、それから施設従事者虐待、今の兵庫県としての取り組みにはそれぞれ一つずつ大きな点が抜け落ちているなというのが話し合われたことがあります。まず、1点目の

養護者虐待の防止に関しては、その家族支援の視点が完全に抜け落ちてしまっていると、いわゆる虐待防止法というのは、実はその後ろに養護者に対する支援というものがついたのが正式名称なのですが、県それから県下の41の市町ともに、家族支援というのはもう本当名ばかりで来ていると、その結果、家族の疲労が完全に放りっぱなしになっていると、それは疲れりゃ虐待も当たり前起きるわってところが抜けてしまっていると。自立支援協議会としても本人支援というのが中心になりがちですけども、やっぱり家族支援というのをもう少し本気でやらないと虐待なんて防止できないっていうのが話し合われました。雑駁な言い方すると、頑張っている家族に対して、「あの大変ですね、頑張ってくださいね」と言う行政職員や相談支援が多いですけど、家族に対して「何で頑張る必要があるのですか。」というような「あなたの人生あるでしょ」というような、そういう言葉って、ついぞ聞きませんよねということが言われています。

それとその従事者虐待に関しても、欠落しているのが、これまでの虐待防止の取り組みは、従事者に対してどう心構えを持ってもらうとか、従事者に対する質なのですが、欠落しているのが実は、会長がおっしゃられたまさにその本人なのですね。本人が何かされたら言ってええんやでというようなエンパワーメントしていくっていう、そういう取り組みが市、県とともに、欠けてしまっていると、それは最終的には意思決定の関わってくると思うのですが、これも雑駁な言い方すると、人間殴ったら殴り返してくる相手にはなかなかそれはできないですけど、その施設従事者の長い間にこの人は殴っても殴り返してこないというようなものがあれば、ついついエスカレートするっていうことは否定できないのではないかな。その従事者に対しての取り組みだけでは、やはり従事者虐待は防止できないというようなところもありました。それとのコロナに関してなんですけど、リモートも大事なんですけど、話し合われたのが、コロナになってから相談支援員が訪問しない。厚労省も訪問しなくてもいい。その問い合わせに対して、市町の行政職員がその通り訪問しなくてもいいという事を言っていると。兵庫県の中でもこれはとんでもない話で、見てなんぼ、そういうところをもっと強く言わないと本当に放りっぱなしになると、そのあたりが医療と福祉の気構えの差かなと。医療がやっぱり危険があったら、それでも医療職は受け止めるっていう形ですけど、このコロナになってから相談支援が訪問しないとか、もっと言えばそのガイドヘルパーさんとか、田舎に行くとホームヘルパーさんがあの怖いから行かない。行くのは医療職、こんなことがあるとどんどん逃げていくのが福祉職というところが県の田舎ではあってしまうんですけど、こんなあたり前に行くんだというようなところが、どう取り組まれているのかなっていうようなことがあるかなと思います。ちょっと長くなりましたが情報提供です。

○会長

はい、ありがとうございます。虐待をめぐる問題ともリモートともコロナとも関連して、やはり疲弊すると、そういった温床になるということも当然あるかなというふうに思っ

ております。はい。いただいたたくさんのご意見、どこまで反映できるかというところが次の課題かなとは思っておりますけれども、そういった入所の問題、8050 問題、虐待問題どれを取り上げて大事なところかなというふうには思っておりますので、物事は、すぐ解決するわけではありませんので、だけれどもそういった眼はしっかり持って小さなところから改革をしていければなあというふうに改めて思っているところでございます。また皆様のご意見を聞きながら前へ進めていければなあというふうに思っております。

はい、ちょっと時間の方が過ぎてしまいましたけれども、なければ、これで閉会をさせていただきます。

○委員

先ほど委員の方からいろんな話がございます、特に量、質の課題、人材における課題、私も同感でございます。また支援員が訪問しなくてもいいというのは、国に対してもどうかと思いますが、大変失礼な話だと思っております。最後にこの支援員のカリキュラムの中にありがたい話がありまして、これを最後に申し上げたいと思っております。

障がい福祉サービスについても教育をするということで大変ありがたいと思っております。障がい福祉サービスにあって介護保険にないサービスがたくさんございますので、今後ともこの方に重点継続の方よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。ご要望ということで今後とも支援を考えてまいりたいというふうに思っております。はい、以上で、もしなければ閉じたいと思っておりますがよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは「令和 2 年度第 1 回大阪府障がい者自立支援協議会」閉会とさせていただきます。あと事務局から何かありますか。

○事務局

本日は皆様にご審議を賜り誠にありがとうございました。これをもちまして「令和 2 年度第 1 回大阪府障がい者自立支援協議会」を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

(終了)